

**令和 8 年度
大阪府広域路線バス車両購入費等
補助金募集要項**

申請受付期間：令和 8 年 10 月 22 日（木）～令和 8 年 11 月 30 日（月）
申請方法：オンライン申請「大阪府行政オンラインシステム」
又は郵送による申請

■補助金の概要

大阪府内の広域ネットワークを形成するバス路線を確保・維持するため、車両購入等に要する経費の一部について補助金を交付します。なお、補助申請総額が予算上限額に達した場合には、申請額の一部又は全部を補助できないことがあります。

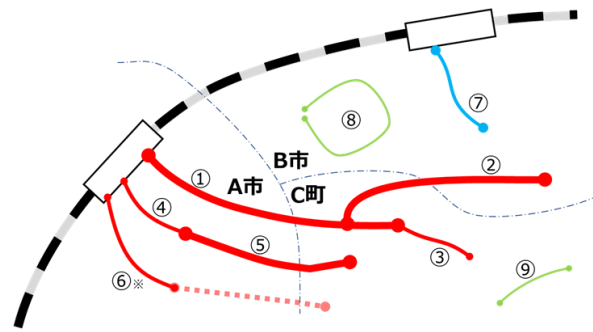
補助対象事業者	協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下 活性化法という。）第 6 条）
	活性化法第 5 条に基づく地域公共交通計画を作成した大阪府内の協議会
	バス事業者
	道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「路線バス事業」という。）を経営する者（定期観光運送（道路運送法施行規則第十条第一項第一号イに規定する定期観光運送をいう。）のみを行う者を除く。）であって、当該事業に使用する車両の使用の本拠の位置が府内にあり、かつ当該車両を府内の営業所に配置している者。
補助対象経費	大阪府内の市町村を含む複数市町村を跨る系統を運行する路線バス等の車両購入費等であり、次のイからニまでの全てに適合する車両（新車に限る。）とする。 イ 補助対象期間中に新たに購入等（契約行為）を行い、代金を支払い、自動車検査証を交付（登録）されたもの。ただし前年度（大阪府広域路線バス車両購入費等補助金交付要綱施行年度以前を除く）に購入した車両であっても、支払いの完了及び運行の開始が補助期間内である場合は補助対象とできる。リース契約に基づく車両については、補助対象期間を含む契約に基づき使用する車両のうち、リース契約の履行期間開始日が本要綱施行年度以降の車両を補助対象とする。 ロ 当該車両の取得に関し、収支改善計画を策定していること。

	ハ 複数市町村を跨ぐバス系統と、それに接続している支線系統で、市町村が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載された系統（以下「補助対象系統」という。）の運行の用に供するもの。ただし、過去に複数市町村を跨ぐバス系統として運行していたが、一部区間の休止により、現在単独市町村内を運行しており、かつ鉄道駅に接続している系統は対象とする。（下図参照） ニ 地上から床面までの地上高が 65 センチメートル以下、かつ乗車定員 11 人以上の車両であって、次のいずれかに該当するもの。 ① ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） ② ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） ③ 小型車両（①及び②の類型に属さない、長さ 7 メートル以下かつ定員 29 人以下の車両） ただし、ノンステップ型車両にあつては、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成 27 年 7 月 2 日付け国自技第 75 号）に基づく認定を受けたもの。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前にその理由を記載した書類を提出すること。
補助対象期間	令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 8 日（月）まで
補助金額	予算の範囲内において、補助対象経費（消費税額及び地方消費税額を除く。）に 4 分の 1 を乗じて得た額以内とする。
交付条件	実績報告の申請までに、補助対象系統が通過する市町村が令和 8 年度地域公共交通 4 ブロック会議に出席していること。また、以下のうち 2 つ以上に該当していること。 ① 令和 5 年度以降に補助対象系統が通過する市町村の域内で、利用者減少や運転士不足が原因によるバス路線の休廃止が行われていること。 ② 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 78 条に規定する交通空白地の解消を目的とした自家用有償旅客運送（バス）を実施していること。 ③ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に定める過疎地域であること。 ④ 鉄道駅利用圏（鉄道駅の半径 800 メートル圏内）の外に住んでいる人口の割合が当該市町村の総人口の 3 分の 2 以上であること。 ⑤ 75 歳以上の人口割合が当該市町村の総人口の 20% 以上であること。 なお、補助対象系統が、2 以上の市町村を通過する場合は、通過する自治体ごとに該当しているかを判定し、一部条件を満たさない自治体がある場合は、その相当分を補助対象経費より除外することとする。

※補助対象経費（ハ）イメージ路線図

補助対象：①②③④⑤⑥

補助対象外：⑦⑧⑨



※過去に複数市町村を跨ぐバス系統として運行していたが、点線部休止により、現在単独市町村内を運行しており、かつ鉄道駅に接続している路線

1. 補助対象事業者について

協議会での議論を経て、地域公共交通計画を作成した協議会及び道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「路線バス事業」という。）を経営する者（定期観光運送（道路運送法施行規則第十条第一項第一号イに規定する定期観光運送をいう。）のみを行う者を除く。）であって、当該事業に使用する車両の使用の本拠の位置が府内にあり、かつ当該車両を府内の営業所に配置している者。

2. 補助対象経費について

大阪府内の補助対象系統を運行するために必要な路線バス車両等の取得費用で、リース車両の場合は、車両本体価格相当分を補助対象額とする。

3. 補助対象期間について

令和8年4月1日（水）から令和9年3月8日（月）まで

※リース契約に基づく車両については、契約期間の終了日が補助対象期間外である場合であっても、補助対象期間内に係るリース料に限り補助対象とする。補助対象期間の末日後から当該年度末までの期間（令和9年3月9日から同月31日まで）に係るリース料についても、実績報告にて当該期間分の領収書があれば補助対象とする。

4. 補助金額について

補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費（消費税額及び地方消費税額を除く。）に4分の1を乗じて得た額以内とする。

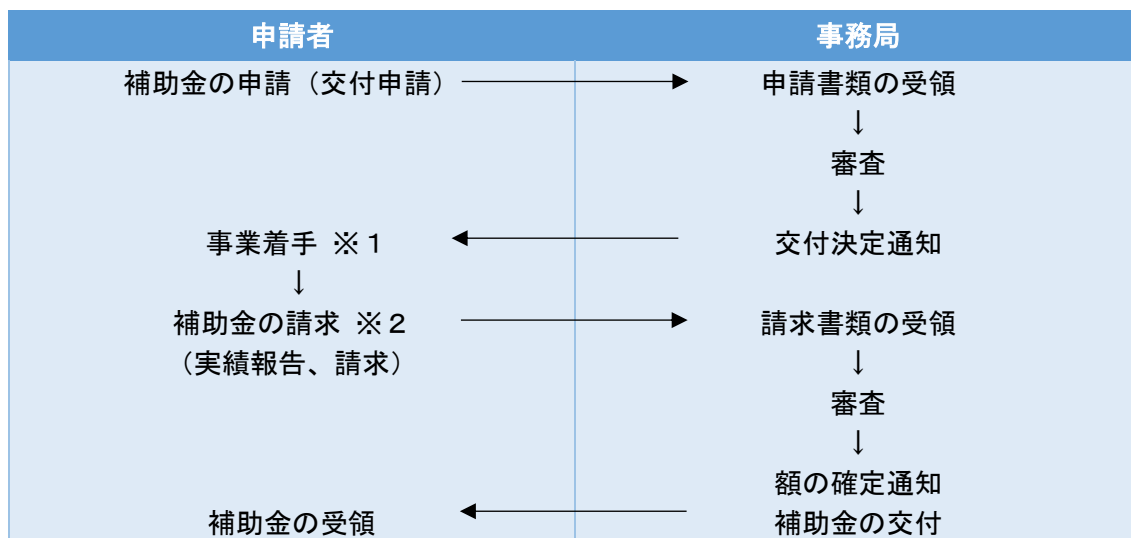
（例）2つの自治体（A市、B市）を通過する場合で条件を満たさない自治体がある場合
A市3km、B市2km（条件満たさない：B市）

「計算式」 補助対象経費×3km（A市）/5km（A市+B市）×1/4

5. 申請の流れについて

- ・申請は、1回限りで、複数の車両を申請する場合は、まとめて申請してください。(納車時期が大きく異なるなど、やむを得ないと府が判断する場合は申請を複数に分けることを認めますので、下記のお問合せ先にご相談ください。)(補助事業の内容を変更する場合には変更承認申請を行ってください。)
- ・原則、オンライン申請（パソコン、スマホから）となります。
郵送による申請も可能ですが、速やかな審査のためオンライン申請にご協力をお願いします。
- ・オンラインで申請いただくと、審査の進捗状況をシステム上で確認できます。
※持参による申請は受け付けておりません。

<フロー図>



※1 令和9年3月8日（月）までに、購入等（契約行為）、代金の支払い、自動車検査証の交付（登録）（リース契約については、上記期間までにリース契約の締結）を完了させてください。

※2 補助金の請求は、令和9年3月8日（月）までに完了してください。

6. 申請手続きについて

（1）申請方法

- ・原則、オンライン申請（パソコン、スマホから）となります。
郵送による申請も可能ですが、速やかな審査のためオンライン申請にご協力をお願いします。

【1】 オンライン申請

下記リンク先「大阪府行政オンラインシステム」より行ってください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/18176bed-6343-45fd-9082-b5f1cbc1576e/start>

【2】郵送による申請

申請書類をすべて揃えて、郵便物の追跡が可能なレターパックライト等を用いて、次の宛先に郵送してください。

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課地域公共交通グループ

【注意】

- ・レターパックライト（郵便物の追跡ができます）による郵送をお勧めします。
- ・郵送前に「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。
- ・令和8年10月現在、レターパックライトは430円です。料金不足となった場合は返送することになりますので、ご注意ください。
- ・締切日当日消印有効といたします。

（2）申請内容

①補助金の申請（交付申請、事業計画）

【申請期間】

令和8年10月22日（木）～令和8年11月30日（月）

【必要書類】

- ◇補助金交付申請書（第1号様式）、誓約・同意書（第1号様式 別紙2）
 - ・オンライン申請の場合は、システム入力となります。郵送申請の場合のみ ご準備願います。
- ◇導入予定車両がわかる書類（第1号様式 別紙1）
- ◇見積書（消費税抜きの本体価格が表示されているもの）
- ◇大阪府広域路線バス車両購入費等補助金交付要綱第4条に該当することがわかる書類
- ◇大阪府広域路線バス車両購入費等補助金交付要綱第8条（2）①～⑤の2つ以上に該当することがわかる書類
- ◇暴力団等審査情報（第1号様式 別紙3）
- ◇リース契約に係る契約書の写し又は双方の契約の意思表示が分かる書類及びリース料金の算定根拠明細書（第1号様式 別紙5）
- ◇振込先確認書類の写し（通帳の写しなど）

②実績報告（請求）

申請期間：～令和9年3月8日（月）

※令和9年3月8日（月）までに、購入、代金の支払い、自動車検査証の交付（登録）（リース契約については、上記期間までに当該リース契約の締結）を完了させ、令和9年3月8日（月）までに実績報告を行ってください。

【必要書類】

◇補助事業実績報告書兼請求書（第 10 号様式）

- ・オンライン申請の場合は、システム入力となります。郵送申請の場合のみご準備願います。

◇補助対象車両の自動車検査証の写し（使用の本拠の位置が大阪府内であること）

◇補助対象車両に係る請求書及び領収書の写し

◇リース車両についてはリース費用のうち車両本体価格相当分がわかるもの。

7. 交付申請時の注意事項について

＜補助金額について＞

- ・補助申請総額が予算上限額に達した場合には、申請額の一部又は全部を補助できないことがあります。

＜補助金の支払いについて＞

- ・交付申請の審査が完了しましたら、交付決定通知書を送付します。
- ・審査の結果、適正と認められなかった場合は、不交付決定通知を送付します。
- ・実績報告書兼請求書の審査が完了しましたら、額の確定通知書を送付し、申請者の金融機関口座への振り込みをもって、交付を完了いたします。
- ・補助金額は車両毎に審査・算定しますが、交付は申請毎に 1 回で行います。
- ・交付決定後、申請内容の不備等により振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により大阪府が指定する期限までに解消されなかったときは、申請者が補助金の交付を受けることを辞退したものとみなし当該交付決定を取り消します。

＜申請内容の不備、不明点について＞

- ・軽微な誤りについては、大阪府が補正をすることがあります。
- ・システムによる申請の場合、申請内容に不備や不明点があった場合は、メールで通知を行いますので、定期的な確認をお願いします。
- ・府が指定する期限までに不備が解消されなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなします。

＜情報の取り扱いについて＞

- ・交付決定後、申請者の名称及び補助事業の内容を公表することがあります。
- ・入力いただいた情報、提出いただいた書類等に記載された情報は、本補助金の審査、交付に関する事務に限り使用し、別途同意がない限り、他の目的には使用しません。
- ・本補助金の審査、交付に関する事務のため、申請内容について下記のとおり関係機関

への照合等を行うことがあります。

- * 自動車検査証等の申請書類について、所管官庁等への照会
- * 税務情報として、補助金交付に関する情報の使用、または、他の行政機関への情報提供
- * 交付または不交付に関する情報並びに申請書類に記載された情報について、当該行政機関の実施する同趣旨の補助金等における審査・交付等の事務のために提供
- * 大阪府暴力団排除条例第26条に基づいた、大阪府警察本部への情報提供

<申請の取下げ>

- ・申請後、補助金の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から起算して10日以内に、オンラインによる申請をされた事業者は、オンラインシステムで取下げ申請をしてください。申請いただきましたら、申請取下げの処理をします。郵送による申請をされた事業者は、「大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課」までご連絡の上、別途、「補助金交付申請取下書（第4号様式）」をご提出ください。

<申請内容の変更について>

- ・補助事業に要する経費の配分の変更又は内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、変更承認申請をしてください。郵送による申請をされた事業者は、「大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課」までご連絡の上、別途「変更承認申請書（第5号様式）」をご提出ください。
- ・補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、「中止承認申請書（第6号様式）」をご提出ください。
- ・交付決定内容に変更が生じた場合は、変更が判明した時点で当課までご連絡いただき、速やかに上記手続きを行ってください。

<補助金の額の確定後の取り消しについて>

- ・交付決定後、本事業に関する立ち入り調査等を実施することがあります。
- ・大阪府の調査等により、申請内容に要件に該当しない事実や不正等が発覚したとき、また、補助金の交付対象として申請のあった車両について転売を行ったことが判明したときは、本補助金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は、交付された補助金を全額返還するとともに違約金を支払っていただきます。なお、返還に要する費用は、申請者の負担とします。併せて、事業者名を公表することもあります。
- ・偽りその他不正の内容が悪質と判断した場合、警察に情報提供し、刑事告訴等を行います。

<状況報告について>

- ・補助対象事業の遂行状況等について、府から求めがあったときには、指定する期日までに「遂行状況報告書（第9号様式）」をご提出ください。

＜納税手続きについて＞

- ・本補助金は、所得税または法人税の計算上、収入に計上する必要があるため、本補助金を交付された方は、確定申告の際に申告漏れをすることがないようにご注意ください。ただし、本補助金を含めた収入から経費を差し引きますので、補助金を含めた収入の額が経費の額よりも少ない場合など、必ずしも納税額が生じるものではありません。

■本補助金の申請等に関するお問い合わせ先

（原則、メールでお問い合わせください）

大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課地域公共交通グループ

メール：kotsusenryaku05@gbox.pref.osaka.lg.jp

※よくあるお問い合わせ（FAQ）を「大阪府広域路線バス車両購入費等補助事業」のホームページに掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

URL：<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130080/kotsukeikaku/r8sharyokonyu.html>

検索キーワード：令和8年度大阪府広域路線バス車両購入費等補助事業